

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名
建設企画課

◎ 訓 令

○長崎県被服貸与規程の一部改正

人 事 課

◎ 告 示

・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての
同意成立

水産経営課

○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正

建設企画課

・都市計画の変更（2件）

都市政策課

◎ 公 告

・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
・落札者等

経営支援課
物品管理室

◎ 公安委員会告示

・地域交通安全活動推進委員の委嘱

交通企画課

規 則

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第51号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（工事請負契約書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の契約書を、電磁的記録をもって作成し、契約を締結する場合（締結された当該契約を「電子契約」という。以下同じ。）には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の総務省令で定めるもの又は建設業法第19条第3項の国土交通省令で定める措置（以下「電子契約による措置」という。）を講じなければならない。</p>	<p>（工事請負契約書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p>

<p>(契約の変更)</p> <p>第16条 略 2~3 略</p> <p><u>4 電磁的記録をもって変更契約書を作成し、変更契約を締結する場合（締結された当該変更契約を「電子変更契約」という。以下同じ。）には、工事請負契約に係る契約変更について（様式第7号の5）により受注者へ申込み、工事請負変更契約書（様式第8号の5）に電子契約による措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(契約の変更)</p> <p>第16条 略 2~3 略</p>
--	--

様式第3号の14中「落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。」を「落札決定の通知をした日から起算して特別の理由がある場合を除き5日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供させ、契約を締結しなければならない。」に改める。

様式第3号の2の15中「落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。」を「落札決定の通知をした日から起算して特別の理由がある場合を除き5日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供させ、契約を締結しなければならない。」に改める。

様式第7号の5を次のように改める。

様式第7号の5（第16条関係）

年 月 日

様

契約担任者職氏名
(公印省略)

工事請負契約に係る契約変更について

年 月 日に契約締結を行った下記工事について、別添「工事請負変更契約書」（以下「変更契約書」という。）のとおり変更したいので申し込みます。

なお、この契約変更に異議がなければ、変更契約書2部に記名押印のうえ返送願います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名

備考 電子変更契約を締結する場合は、「変更契約書2部に記名押印のうえ返送願います。」とあるのは、「変更契約書に電子署名をお願いします。」とすること。

様式第8号の5を次のように改める。

様式第8号の5（第16条関係）

工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 市（郡） 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕（以下「発注者」という。）と 〔 受注者職氏名 〕（以下「受注者」という。）とは、 年 月 日付で締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のように締結する。

（工期の変更）

第1条 原契約書3中「 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に改める。

(請負代金額の増(減)額)

第2条 請負代金額を 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)増(減)額し、原契約書5中「 円」を「 円」に、()中「 円」を「 円」に改める。

(契約保証金の追納(還付)額)

第3条 契約保証金を 円増(減)額し、原契約書6中「 円」を「 円」に改める。

(解体工事に要する費用等の変更)

第4条 原契約書8中「別紙のとおり」の「別紙」を「別紙」に改める。

(工事内容の変更)

第5条 原契約書第1条中の「設計図書」(の一部)を別冊の「設計図書」に改める。

(部分払回数の変更)

第6条 原契約書第39条中「 回」を「 回」に改める。

(支払限度額の変更)

第7条 原契約書第41条第1項中

年度「 円」を「 円」に、

年度「 円」を「 円」に改める。

(出来高予定額の変更)

第8条 原契約書第41条第2項中

年度「 円」を「 円」に、

年度「 円」を「 円」に改める。

(債務負担行為に係る契約の部分払いの特則)

第9条 原契約書第44条中

年度「 回」を「 回」に

年度「 回」を「 回」に改める。

(電子変更契約の措置)

第10条 本契約を電子変更契約にて締結する場合には、電子契約による措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日を契約締結日とする。

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子変更契約の場合は、この契約を証するため、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者 住 所

印

氏 名

受注者 住 所

印

氏 名

備考 1 建設リサイクル法適用部分のみの変更は、不必要的条項を削除して使用する。

建設リサイクル法適用部分の変更がない場合は、第4条及び不必要的条項を削除して使用する。

2 債務負担行為によらない変更契約については、第7条から第9条までを削除して使用する。

3 契約保証金の追納(還付)を求める場合は、「第3条 契約保証金の追納(還付)額 ￥ - 」と記載する。

様式第8号の6を次のように改める。

様式第8号の6(第16条の2関係)

(既済部分払から中間前金払に変更)

工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 市(郡) 町 地内

〔契約担任者職氏名〕（以下「発注者」という。）と 〔受注者職氏名〕（以下「受注者」という。）とは、
年 月 日付で締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する
契約を次のように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書に第38条を次のように定める。

第38条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、
第35条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注
者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
- 二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われ
ていること。
- 三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであるこ
と。
- 2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を
行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期
限とする中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託
して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなけ
ればならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済
みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場
合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が
減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還
しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当で
あると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減
額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を
経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律
(昭和24年法律第256号) 第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請
求することができる。
- 9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合に
は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに
発注者に寄託しなければならない。
- 11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事
業会社に直ちに通知するものとする。
- 12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第35条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償
却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料
に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第39条中「回」を「回」に改める。

（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第38条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるの
は「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第38条

中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第38条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読み替え後の第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第11項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更)

第4条 原契約書の第44条を次のように改める。

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(B)

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9/10

－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額） \times （当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回

(電子変更契約の措置)

第5条 本契約を電子変更契約にて締結する場合には、電子契約による措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日を契約締結日とする。

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子変更契約の場合は、この契約を証するため、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	長崎県
受注者	住 所	
	氏 名	印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

様式第8号の7を次のように改める。

様式第8号の7 (第16条の2関係)

(中間前金払から既済部分払に変更)

工事請負変更契約書

1 工事番号	第	号	
2 工事名			
3 工事場所	市(郡)	町	地内

〔契約担任者職氏名〕（以下「発注者」という。）と 〔受注者職氏名〕（以下「受注者」という。）とは、年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書の第38条を削る。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第39条中「回」を「回」に改める。

（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第43条を削る。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更）

第4条 原契約書の第44条を次のように改める。

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（A）

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9/10

$$\begin{aligned} & - \text{（前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額} \text{）} \\ & - \{ \text{請負代金相当額} - \text{（前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額} \text{）} \} \\ & \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回

（電子変更契約の措置）

第5条 本契約を電子変更契約にて締結する場合には、電子契約による措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日を契約締結日とする。

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1通を保有する。ただし、電子変更契約の場合は、この契約を証するため、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	長崎県
受注者	住 所	
	氏 名	印

（注）第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

様式第10号備考中「工期の変更を要しないものについては、なお書を消すこと。」を「工期の変更を要しないものについては、なお書きを消すこと。電子契約の場合は、なお書を消去し、様式第7号の5及び様式第8の5により変更契約を締結すること。」に改める。

様式第13号中「契約担任者職氏名 印」を「契約担任者職氏名 に改める。

（公印省略）」

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第6号

本 庁
地方機関

長崎県被服貸与規程（昭和32年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
区分	勤務箇所	職種	品目	数量	貸与期間	備考	区分	勤務箇所	職種	品目	数量	貸与期間	備考
統一した被服類の着用を要する職にある職員	本庁	総合案内及び県政情報コーナーに従事する職員	冬服（上下）	1着	48月		統一した被服類の着用を要する職にある職員	本庁	総合案内及び県政情報コーナーに従事する職員	冬服（上衣及びスカート）	1着	48月	
			合服（上下）	1着	48月					合服（ベスト及びスカート）	1着	48月	
			夏服（スカート又はズボン）	1着	36月					夏服（スカート）	1着	36月	
			長袖シャツ	2着	36月					長袖ブラウス	2着	36月	
			半袖シャツ	2着	36月					半袖ブラウス	2着	36月	
			カーディガン	1着	48月					カーディガン	1着	48月	
略							略						
被服類の汚損が著しい職にある職員	地方機関	農事員畜産技術員	冬作業服（上下）	1着	24月		被服類の汚損が著しい職にある職員	地方機関	農事員畜産技術員	冬作業服（上下）	1着	24月	夏作業服又は空調服用作業服のいづれかを貸与
			夏作業服（上下）	1着	24月					夏作業服（上下）	1着	24月	
			空調服用作業服（上下）	1着	24月					空調服用作業服（上下）	1着	24月	
			空調服用ファン	1個	隨時					空調服用ファン	1個	隨時	
			空調服用バッテリー	1個	隨時					空調服用バッテリー	1個	隨時	
			作業帽	1個	24月					作業帽	1個	24月	
			雨衣（上衣、ズボン及び頭巾）	1着	36月					雨衣（上衣、ズボン及び頭巾）	1着	36月	

		ゴム長靴	1足	24月			ゴム長靴	1足	24月
		防寒着	1着	60月			防寒着	1着	60月
略									
<u>労働衛生上、被服類の貸与を要する職にある職員</u>	<u>暑熱な場所において継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて作業する職にあると所属長が認める職員</u>	夏作業服(上下)	1着	36月					
		空調服用作業服(上下)	1着	36月					
		空調服用ファン	1個	隨時					
		空調服用バッテリー	1個	隨時					
		冷却ベスト	1着	36月					
		冷却ベスト用バッテリー	1個	隨時					
		冷却ベスト用冷却プレート	1個	隨時					

備考

- (1) 略
- (2) 新規採用職員等については、次の品目を除き、別表に定める数量に1を加えた数量を貸与することができるものとする。
雨衣、ゴム長靴、安全靴、半長靴、白靴、防寒着、安全ベスト、ヘルメット、防護ズボン、空調服用ファン、空調服用バッテリー、冷却ベスト、冷却ベスト用バッテリー、冷却ベスト用冷却プレート
- (3) 略
- (4) 2以上の区分に該当する職員の各品目の貸与数量については、当該職員が該当するいずれかの区分に掲げる数量を上限とし、特別の定めがある場合を除き、上限を超えて貸与してはならない。
- (5) 夏作業服又は空調服用作業服については、いずれかを貸与するものとし、空調服用作業服を貸与される者には冷却ベストを貸与しないものとする。

備考

- (1) 略
- (2) 新規採用職員等については、次の品目を除き、別表に定める数量に1を加えた数量を貸与することができるものとする。
雨衣、ゴム長靴、安全靴、半長靴、白靴、防寒着、安全ベスト、ヘルメット、防護ズボン

- (3) 略

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第611号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
-----	-------

奈留町加入区

小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）

長崎県告示第612号

長崎県建設工事標準請負契約書（令和2年長崎県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県建設工事標準請負契約書	長崎県建設工事標準請負契約書
略	略
本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、電子契約の場合は、この契約を証するため、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。	本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。
略	略
(総則)	(総則)
第1条 略	第1条 略
2~12 略	2~12 略
13 <u>この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日を契約締結日とする。</u>	
<u>(情報通信の技術を利用する方法)</u>	
第62条 <u>この契約書において書面により行わなければならぬこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u>	
(補則)	(補則)
第63条 略	第62条 略

長崎県告示第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

長崎県
上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
佐世保都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
佐世保都市計画区域（佐世保市の一部）
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局並びに佐世保市役所

長崎県告示第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
佐世保都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県佐世保市の一
部
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局並びに佐世保市役所

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ琴海店
長崎県長崎市琴海村松町705番1 ほか8筆
- 2 届出の概要
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び数量

① 7入札第104号	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（西彼・県央・島原地区①）ほか 電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（西彼・県央・島原地区①）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（西彼・県央・島原地区②）	1組
	電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1））（西彼・県央・島原地区）	1組
② 7入札第105号	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県北地区）ほか 電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県北地区）	2組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（30+1））（県北地区）	1組

- ③ 7入札第106号 電子計算機ネットワークシステム（標準（6+1））（特別支援学校）ほか
 　　電子計算機ネットワークシステム（標準（6+1））（特別支援学校）
 　　電子計算機ネットワークシステム（標準（8+1））（特別支援学校） 1組
 1組
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県出納局物品管理室
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
 購入
- 4 契約方法
 一般競争入札
- 5 落札決定日
 令和7年12月12日
- 6 落札者
- ① 長崎市田中町585-5
 扇精光ソリューションズ株式会社
 代表取締役 松尾 隆宏
- ② 長崎市万才町3-5
 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 長崎支社
 長崎支社長 富山 容治
- ③ 長崎市田中町585-5
 扇精光ソリューションズ株式会社
 代表取締役 松尾 隆宏
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
- ① 33,643,170円
 ② 30,724,567円
 ③ 4,558,400円
- 8 入札公告日
 令和7年10月31日
- 9 落札方式
 最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

委嘱した者

氏名	連絡先	活動区域
一瀬 佐 紀	浦上警察署 (095) 842-0110	浦上警察署の管轄区域

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八九二四五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田弘
クリント
弥ト